

# 相続ドック NEWS RELEASE インボイス特集号

## 免税事業者編



- ★実は免税事業者こそ、大きな影響が！
- ★インボイス発行事業者になる？ならない？

### ●免税事業者はインボイスが発行できない

インボイス制度では、課税事業者が発行したインボイスがないと、仕入税額控除がとれなくなります。

消費税の納税義務がない免税事業者は、消費税を課税した“適格請求書＝インボイス”の発行ができないので、課税事業者が免税事業者と取引すると、消費税負担が増えてしまうことになります。

#### 消費税の納税額の計算方法（原則課税）：

売上で預る消費税 - 仕入や経費で支払う消費税※  
※インボイス制度では、免税事業者への支払いでは消費税を支払っていない扱いになってしまう。

なお当初6年間は、免税事業者への支払いのうち一部を課税取引とみなして仕入税額控除できる経過措置が設けられています。

経過措置期間	控除割合
2023年10月～2026年9月末	80%控除
2026年10月～2029年9月末	50%控除
2029年10月～	0%

### ●免税事業者に求められる決断

免税事業者は、

- ①免税事業者として活動するか
- ②課税事業者となって活動するか

の決断を迫られます。

個人客中心でインボイスの影響が少ない場合などは、免税事業者のままでも問題なさそうですが、それ以外の事業では対応の検討が必要になるでしょう。

#### 事業タイプ別の判断ポイント

ポイント	免税事業者のままの余地あり	課税事業者の検討必要
顧客	個人客が中心	法人が中心
事業内容	専門性が高く、競争力がある	競合他社が多く、競争が激しい
規模拡大	難しい	拡大余地あり

### ●課税事業者は税負担も事務負担も増加

免税事業者が課税事業者（インボイス発行事業者）になるには、次の手続きが必要となります。

- ①税務署への適格請求書発行事業者の登録申請
- ②インボイスの発行準備（請求書書式やITシステム入替等）
- ③消費税の申告納税が必要となり、そのため  
の帳簿作成事務も伴います。



### ●簡易課税制度で納税負担を抑える

2年前（2期前）の課税売上高5千万円以下の事業者向けの特例“簡易課税制度”なら、売上消費税だけで消費税を簡便的に計算申告でき、原則課税より税負担を抑えられます。

税負担は年収900万円を例にとると、卸売業だと9万円、加工業だと27万円、サービス業で45万円など。

簡易課税は一度使うと2年間の継続適用が必要で、建物購入など高額な課税仕入れが生じる場合は「原則課税」が有利になるため、使い方にはご注意を。

#### 簡易課税制度の税負担速算表

業種	みなし仕入率	消費税負担
卸売業	90%	税抜売上×1%
小売業	80%	税抜売上×2%
外注加工業など	70%	税抜売上×3%
飲食店業	60%	税抜売上×4%
サービス業	50%	税抜売上×5%
不動産業	40%	税抜売上×6%

### ●一方的な負担増を避ける交渉を

公正取引委員会では、強制的な値下げ交渉や課税事業者になることの強制は「下請法違反」に当たると案内していますが、免税事業者の取引先へ●課税事業者になるように要請したり、●取引価格の値下げ交渉をしている企業もでてきます。

課税事業者になった場合	免税事業者	取引先(課税事業者)
消費税の税負担	▲ 税負担が発生	- 変化なし
取引金額	現状維持	▲ 減収になる
	増額の場合	+ 減収分の調整余地
▲ 支払額が増加		
免税事業者のままの場合	免税事業者	取引先(課税事業者)
消費税の税負担	- 発生しない	▲ 税負担増
取引金額	現状維持	- 変化なし
	減額の場合	▲ 減収になる
+ 税負担の調整余地		

免税事業者のままでは相手（取引先）の負担が増え、逆に免税事業者が課税事業者になれば自らの負担が確実に増えることに。

お互い一方的な負担増にならないよう、なんとか上手に交渉したいところです。